

日 薬 臨 時 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和7年12月24日（水）18:00～18:30

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出 席 者：岩月会長、森副会長、上野専務理事

内容・提出資料：

1. 令和8年度診療報酬（調剤報酬）・薬価等改定について (令和7年12月24日 日薬発第266号)

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本日午前、厚生労働大臣と財務大臣による折衝が行われ、令和8年度診療報酬・薬価等の改定について、本体分+3.09%、薬価▲0.86%、材料価格▲0.01%（全体で+2.22%）とすることが合意された。

現下の賃上げ・物価高の影響等により、保険医療において地域の医薬品提供機能の責務を担う薬局の経営状況が大変厳しい中、特に従業員の処遇改善に向け他業種と同水準の賃上げを実現すべく取り組んでいる薬局を支えるため、調剤報酬の引き上げについて一定のご理解をいただけたことに大変感謝申し上げる。

今回の改定率の内訳は、①賃上げ分（令8・9 年度平均+1.70%）、②物価対応（令8・9 年度平均+0.76%、食費・光熱水費分+0.09%、令和6年度改定以降の緊急対応分+0.44%）、③適正化・効率化（▲0.15%）、④政策改定分（+0.25%）となり、これまでとは異なる形で整理されている。そのため、医科・歯科・調剤ごとに詳細な各科改定率を示すことは困難であるが、通常改定に該当するとされる政策改定については、医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%とされ、従来の取り扱い（1:1.1:0.3）となるよう配慮されたものと受け止めている。

現在、令和8年度診療報酬改定に向け、中医協等において精力的な議論が行われている。薬剤師・薬局に係る事項としては、かかりつけ薬剤師機能の評価、地域の医薬品供給拠点として薬局に求められる機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対人業務の充実化、医療DX やICT 連携を活用する薬局の体制の評価、医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進等について検討が進められている。

一方、薬局のあり方について、「患者のための薬局ビジョン」（平成27年10月、厚生労働省）で掲げた姿となっていないこと、すなわち、すべての薬局が「かかりつけ薬局」となり、立地環境に依存しない地域の薬局としての機能を發揮することが進んでいないとの指摘や、調剤基本料・後発医薬品調剤体制加算等の見直しを求める声もあり、大変厳しい課題が突き付けられているものと認識している。

本会としては、これら諸課題を早急に解決すべく、医薬分業制度のあるべき姿の実現に向けて、国民・患者への安全・安心な医薬品提供のための地域医薬品提供体制の構築を進め、すべての薬剤師・薬局が「かかりつけ機能」を發揮し、さらなる医療安全の確保、医療の質の向上に努めていく所存である。

主な質疑応答は以下のとおり。

記者：本体分として+3.09%という数字、その他、全体として改めて受け止めはいかがか。

岩月会長：通常改定分の配分比率が概ね守られ、賃上げ、物価対応の配分にも薬局が盛り込まれた。特に今回は、賃上げの部分に薬局を入れていただいた。そういう点で本会が要望していたことが、全てではないが認めていただいたと理解している。少なくともマイナス改定では

ない。関係する方々が濃厚な議論をされた結果であり、改めてご尽力いただいた方々には感謝を申し上げたい。

森副会長：改定率が決まったことで、今後はこの財源をどのように活用するかが非常に重要である。現場が賃上げに対応できるようにしていくなければならないし、薬局が物価高騰に対応できるために、どのように報酬の中で見ていくのか、しっかりと考えを持って中医協の議論に臨みたい。また、調剤報酬というのは薬剤師サービスの対価であり、薬局を維持するためのフィーであると同時に、あるべき医療の姿を持っていくためのインセンティブの役割を持つ。かかりつけ薬剤師、面分業の推進、地域に密着した薬局が評価されるよう、しっかりと進めていきたい。

記者：薬価改定について受け止めはいかがか。

岩月会長：通常改定であり、実勢価に基づいて出てきた数字と認識している。こういう数字だなという感想しかない。同時に、いつまで続くのかという思いである。薬価がどんどん下がっていくことは、製薬業界にとっても私どもにとっても、安定供給という観点で好ましいことではない。

森副会長：薬価差を財源とすることは限界に来ている。過度な薬価差は求めないが、一定の管理コストや廃棄損耗費は必要で、薬価差がどんどん縮まっていくことでいいのか考えていかないと、最終的には、薬局はもちろん、国民への医薬品アクセスに影響を及ぼしてしまうということになる。国民の負担軽減になっているからいいという範囲なのか、許容される薬価差なのか、しっかりと議論をしていきたい。

記者：資料の「1. 診療報酬」の5番目の記載に「後発医薬品への置き換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化」とあるが、後発医薬品関係だけではないように見えるが、見解はいかがか。

森副会長：「後発医薬品への置き換えの進展を踏まえた…」という文言から、後発医薬品関係ではないかと想像するが現時点では不明。今後も後発品使用の維持、促進、安定供給に取り組んでいかないといけない。これまでの中医協の議論では、後発品調剤体制加算は役割を終えたとして廃止を求める意見も出ているが、適正化の範囲で済むのかどうかということも含め、注視し対応していきたい。

記者：今後も中間年改定の実施があるとすれば、見解はいかがか。

森副会長：4大臣合意から環境が大きく変わっている。医療機関、薬局、製薬業界の経営環境も変わっており、中間年改定を実施できる状況ではないということは、今後も主張していきたい。

記者：OTC類似薬については、品目により患者負担の上乗せが決まったが見解はいかがか。

岩月会長：患者の医薬品アクセスを広く考えている本会としては反対の立場であったが、決まった以上は現場がしっかりと対応できるように、体制を含めて検討していきたい。

森副会長：かなり混乱するのではないか。薬局がしっかりと患者に説明していく必要がある。国も十分に広報し、国民が混乱しないような形にしていただきたい。

以上